

夫婦が認め望んでいるのに、前夫の子とされるのは、子にとっても不幸です。

坂本洋子さん さかもと・ようこ mネット・民法改正情報ネットワーク共同代表



婚姻での選択的夫婦別姓制導入と、結婚していない男女間にできた子の相続での差別撤廃を実現するべく活動して、十数年を迎えた。法案提出を今後も求め続ける。

も、記載された内容は抹消されず、×印をつけられて残る。それを避けるには、届け出の前に妻や前の夫が、その子と前夫との間に親子関係はないという調停の申し立てや、裁判を行わなくてはならない。それはお互いにとって負担であり、前の夫に連絡が行くと、その人が新しい家庭を持つていたりする場合、心理的な負担を強いことになる。また、子どもの実父である現夫にとっても、一時的にせよ前夫の子ともみなされるのは胸に落ちないだろう。何より、当の子どもに不要な心の傷を残しかねない。

「子どもの父親が誰かを推定するというのは、もともと明治時代にできた制度です。当時は、いつ妊娠したか正確に知ることが難しく、いわゆる十月十日、300日間が妊娠期間とされたわけです。父親が誰か、その家の正統な子であるかを確定することは、家督制度を維持する上で重要だったのですが、その頃は時代が違います。今は高輪出産などで、300日に満たないうちに生まれるケースも多くなっていきますし、夫婦関係が冷えて別居している間に、別の相手との子どもをもうけることもありそうです」

推定する条件を合理的に。

「だから民法を改正しようというのの一つの考えですが、772条を変えるとなると、大変に時間がかかります。そう簡単にいくことではないと思います。ならば、子どもの親をもっと合理的・科学的に推定するため、基準を変えることで対応できないか。たとえば現夫または夫婦が自分たちの子と認める、前夫との別居期間がはっきりして

いる、妊娠した日が離婚成立日より後なのが明らかである、DNA鑑定で証明できるといった、いくつかの客観的事実を踏まえていけばよしとするというものです。本当は、夫婦が「私たちの子と認めます」と認めればそれでもいいとなるのが一番ですが」

●あなたはこの意見をどう思いますか。

夫婦が認めていても、300日規定のもとでは前夫の子とみなされてしまう。子どもにとっては不幸なこと。民法の改正議論だけでなく、合理的事実による対応を考えていくべきではないでしょうか。



民法改正情報ネットワーク

「民法772条の届出規定に関する賛否」を調査

mネットは学術調査の結果で2月15日、「民法772条の届出規定に関する賛否」を調査しました。
この調査は、東京府立大学法学部教授（民法）、自治医科大学法学部教授（民法）、九州大学法学部教授（民法）、大阪府立大学法学部教授（民法）、大阪府立大学法学部教授（民法）の5人の関係者に呼びかけ人となっていました。全調査員に謝意を述べました。
民法772条2項の届出規定300日以内に届出した子どもを前夫の子と推定する

mネットのホームページ。ファクス、e-mailで購読できる「mネット通信」も発行している。また、民法772条についての相談も受け付けている。☎&FAX 03・3568・3077(毎週水曜日の日中のみ)、www.ne.jp/asahi/m/net

2月25日、電話による相談ホットライン「離婚後300日父子推定ホットライン」が設けられ、全国から相談が寄せられた。このところ新聞などで報道されている、民法772条の問題を受けたものだった。

「実施すると決めてから日がなく、3時間という限られた時間でしたが、6人の弁護士で18件の相談に対応しました。つながらなかつたというおしかりもありました」と、主催したNGO(mネット)の坂本洋子さんは言う。

そもそも、民法772条とは何を規定しているのか。その第1項は、「妻が結婚している間に産んだ子どもは、その夫の子とみなす」としている。また

「2005年にmネットに寄せられた投稿で、この問題に気づきました。投稿した方の場合、再婚してできた子どもでしたが、出産した日が妻の離婚後291日目だったため、出生届を出す時と前夫の子として受理されてしまうことがわかったのです」

現状では一度届けを出すと、前夫との親子関係がないことが後に確定して